

最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案

最低賃金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

「第二節 全国最低賃金及び地域

第一款 全国最低賃金及び地

を
第二款 全国最低賃金（第十

第三款 地域最低賃金（第十

第三節 産業別最低賃金（第二

目次の改正規定中

「第二節 地域別最低賃金（第九条―第十四条）

第三節 特定最低賃金（第十五条―第十九条）」

最低賃金

域最低賃金の原則（第九条）

条―第十四条）に、「第二十条―第二十六条」を「第二十六条―第三十二条」に、「第二十

五条―第二十条）

十一条―第二十五条）」

七条―第三十八条」を「第三十三条―第四十四条」に、「第三十九条―第四十二条」を「第四十五条―第四

十八条」に改める。

第一条の改正規定を次のように改める。

第一条中「事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、」を「健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な」に改める。

第四条を改め、第二章中同条を第三条とし、同条の前に節名を付する改正規定中『第四条第一項中「日、週又は月」を削り、同条第二項を削り、第二章中同条』を「第二章中第四条」に改める。

第七条の改正規定を削る。

第七条を第六条とする改正規定中「第七条」を『第七条中「第五条」を「第四条」に改め、同条』に改める。

第八条を改め、同条を第七条とし、同条の次に一条及び節名を加える改正規定中「及び節名」を「節名及び款名」に、「第二節 地域別最低賃金」を「第二節 全国最低賃金及び地域最低賃金」に改め、第二節の節名の次に次の款名を加える。

第一款 全国最低賃金及び地域最低賃金の原則

第九条及び第十条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第九条を次のように改める。

第九条 全国最低賃金及び地域最低賃金は、労働者及びその家族が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な生計費を基本として定められなければならない。

第十条の前に次の款名を付する。

第二款 全国最低賃金

第九条及び第十条の改正規定中「第九条及び」及び第九条を削り、同改正規定のうち第十条の見出し中「地域別最低賃金」を「全国最低賃金」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに」を「厚生労働大臣は」に改め、『又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）』を削り、「地域別最低賃金の決定をしなければならない」を『全国を通じすべての労働者に対し適用される最低賃金（以下「全国最低賃金」という。）を決定するものとする』に改め、同条第二項中「又は都道府県労働局長」を削り、「最低賃金審議会」を「中央最低賃金審議会」に改める。

第十一条から第十六条までを削る改正規定中「第十六条までを削る」を「第十四条までを次のように改め

る」に改め、同改正規定に次のように加える。

（全国最低賃金に係る中央最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

第十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 労働者又は使用者は、前項の公示のあつた日から十五日以内に、厚生労働大臣に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、中央最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

（全国最低賃金の改正）

第十二条 厚生労働大臣は、全国最低賃金について必要があると認めるときは、その決定の例により、その

改正の決定をしなければならない。

(全国最低賃金の改正に関する労働者又は使用者の申出)

第十三条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、全国最低賃金の改正の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について中央最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

(全国最低賃金の公示及び発効)

第十四条 厚生労働大臣は、全国最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による全国最低賃金の決定及び第十二条の規定による全国最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日）の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第十六条の二第二項から第四項までの改正規定の前に次の改正規定を加える。

第十五条の前に次の款名を付する。

第三款 地域最低賃金

第十五条の見出しを「(地域最低賃金の決定)」に改め、同条第一項中「第十一条又は第十三条の決定に当たつては、あらかじめ最低賃金審議会の意見を聴かなければならない」を「一定の地域の労働者又はこれを使用する使用者について全国最低賃金を適用することが不相当であると認めるときは、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、全国最低賃金の額を上回る額で、当該地域の労働者又はこれを使用する使用者について適用される最低賃金(以下「地域最低賃金」という。)の決定をするものとする」に改め、同条第二項中「第十二条第五項又は」を削る。

第十六条を削る。

第十六条の二第二項から第四項までの改正規定中「第十六条の二第二項」を『第十六条の二の見出し中「最低賃金審議会」を「地域最低賃金に係る最低賃金審議会」に改め、同条第二項』に改める。

第十六条の二第五項を削り、同条を第十一条とする改正規定中「第十一条」を「第十六条」に改め、同改

正規定の次に次の改正規定を加える。

第十六条の四から第十九条まで及び第三章を削る。

第十六条の三を改め、同条を第十二条とし、同条の次に二条、節名並びに見出し及び二条を加える改正規定中「地域別最低賃金の改正等」を「地域最低賃金の改正等」に、『地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して』に、「することができる」を「しなければならない」を「地域最低賃金について」に、「第十二条」を「第十七条」に、「二条、節名並びに見出し及び二条」を「三条及び一節」に改め、第十三条の前に次の一条を加える。

(地域最低賃金の決定等に関する労働者又は使用者の申出)

第十八条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される地域最低賃金の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている地域最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認め

るときは、その申出について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

第十六条の三を改め、同条を第十二条とし、同条の次に二条、節名並びに見出し及び二条を加える改正規定のうち第十三条の見出し中「地域別最低賃金」を「地域最低賃金」に改め、同条中「第十八条」を「第二十四条」に、「決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する」を「地域最低賃金が定められている場合にあつては、当該地域最低賃金もまた適用があるものとする」に改め、同条を第十九条とし、第十四条の見出し及び同条第一項中「地域別最低賃金」を「地域最低賃金」に改め、同条第二項中「第十条第一項」を「第十五条第一項」に、「地域別最低賃金」を「地域最低賃金」に、「第十二条」を「第十七条」に改め、同条を第二十条とし、「第三節 特定最低賃金」を「第三節 産業別最低賃金」に改め、第十五条の前の見出しを「（産業別最低賃金の決定等）」に改め、同条第一項及び第二項中「特定最低賃金」を「産業別最低賃金」に改め、同条第三項中「第十条第二項及び第十一条」を「第十五条第二項及び第十六条」に改め、同条第四項中「第十一条第二項」を「第十六条第二項」に、「特定最低賃金」を「産業別最低賃金」に改め、同条第五項中「第十条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第二十一条とし、第十六条中「特定最低賃金において」を「産業別最低賃金において」に、「当該特定最低賃

金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額」を「全国最低賃金の額」に改め、同条を第二十二條とし、同條の次に次の三條を加える。

第二十三條 第二十一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された産業別最低賃金が著しく不適當となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(派遣中の労働者の産業別最低賃金)

第二十四條 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について産業別最低賃金が定められている場合にあつては、当該産業別最低賃金もまた適用があるものとする。

(産業別最低賃金の公示及び発効)

第二十五條 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、産業別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第二十一條第二項の規定による産業別最低賃金の決定及び産業別最低賃金の改正の決定は、前項の規定

による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第二項及び第二十三条の規定による産業別最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第十六条の四を削る改正規定から第四章中第二十六条を第二十条とし、第二十七条を第二十一条とし、第二十八条を第二十二条とする改正規定までを削る。

第二十九条を改め、同条を第二十三条とし、第三十条を第二十四条とする改正規定中「改め、同条を第二十三条とし、第三十条を第二十四条とする」を「改める」に改める。

第三十一条を改め、同条を第二十五条とし、第三十二条を第二十六条とする改正規定中「第三十一条第二項」の下に「及び第五項」を加え、『削り、同条第四項中「第二十九条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第五項中「第十六条第一項の規定による」を削り、同条を第二十五条とし、第三十二条を第二十六条とする』を「削る」に改める。

第五章中第三十三条を第二十七条とし、第三十四条を第二十八条とし、第三十五条を第二十九条とする改

正規定を削る。

第三十六条第一項から第三項までの改正規定中「第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第十七条」を「第十五条第一項、第十七条、第二十一条第二項及び第二十三条」に改める。

第三十六条に一項を加える改正規定中「第十条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(監督機関に対する申告)

第四十条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第四十六条中「前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しく

は人の代理人、使用人その他の従業者であるときは」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十五条中「五千元」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十九条」を「第八条」に改め、同条第三号中「による」の下に「立入り若しくは」を、「対して」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条を第四十七条とする。

第四十四条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「一万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第四十五条 第四十条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五章中第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条第二項中「第十六条第一項の規定による」を削り、同条を第四十三条とする。

第四十一条中「船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）を「船員労働委員会」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十六条を第三十条とし、第三十七条を第三十一条とし、第三十八条を第三十二条とし、第三十九条を第三十三条とし、同条の次に一条並びに見出し及び一条を加える改正規定中「第三十六条を第三十条とし、第三十七条を第三十一条とし、第三十八条を第三十二条とし、第三十九条を第三十三条とし、同条」を「第四十条」に改め、「一条並びに」及び第三十四条を削り、同改正規定のうち第三十五条第一項中「第六条第二項、第二章第二節、第十六条及び第十七条」を「第二章第二節第三款及び第二十三条」に改め、同条第二項中「事項は」の下に「、第二章第二節第二款に規定するものを除き」を加え、『第三条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第十九条第二項』を「第二十五条第二項」に、「第十五条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第三十五条第三項」を「第四十一条第三項」に、「第十七条」を「第二十三条」に、「第三十五条第七項」を「第四十一条第七項」に、「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第十条第一項、第十二条」を「第十五条第一項、第十七条」に改め、同条第三項中「船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の仕事の賃金支払能力」を「船員及びその家族が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な生計費等」に改め、「聴いて」の下に「、全国最低賃金の額を上回る額で」を加え、「特定最低賃金」を「産業別

最低賃金」に改め、同条第四項中「第十条第二項及び第十一条」を「第十五条第二項及び第十六条」に改め、同条第五項中「第十一条第二項」を「第十六条第二項」に、「特定最低賃金」を「産業別最低賃金」に改め、同条第六項中「第十条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第七項中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に、「特定最低賃金」を「産業別最低賃金」に、「船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の仕事の賃金支払能力」を「船員及びその家族が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な生計費等」に改め、同条第八項中「特定最低賃金が適用されている」を「産業別最低賃金が定められている」に、「特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する」を「産業別最低賃金もまた適用があるものとする」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十条の前の見出し及び同条を削る改正規定から第四十六条を改め、同条を第四十二条とする改正規定までを削る。

第六章を第五章とする改正規定中「第六章」を「第五章を第四章とし、第六章」に改める。

附則第十二条を附則第十三条とし、附則第十一条を附則第十二条とし、附則第十条を附則第十一条とする。

附則第九条中「附則第二条」を「附則第三条」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第八条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条中「第三十五条第三項」を「第四十一条第三項」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第五条第一項中「第十五条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第六条とする。

附則第四条中「は、新法第十条第一項の規定により決定された最低賃金とみなす」を「については、新法第十条第一項の決定が効力を生ずる日の前日までの間は、旧法の規定は、なおその効力を有する」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第三条の前の見出しを削り、同条を附則第四条とし、同条の前に見出しとして「（旧法の規定により決定された最低賃金に関する経過措置）」を付する。

附則第二条中「この法律による改正後の最低賃金法（以下「新法」という。）」を「新法」に、「第三十条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（中小企業における円滑な実施を図るための措置）

第二条 国は、この法律による改正後の最低賃金法（以下「新法」という。）に基づく最低賃金の制度の中
小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化に係る措置、中小企業に対する支
援に係る財政上、税制上及び金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。